

■ 施設使用料

(単位：円)

階数	施設名		時間区分			
			午前 (午前9時～午後0時30分)	午後 (午後1時～午後4時30分)	夜間 (午後5時～午後9時)	全日 (午前9時～午後9時)
1階	和室(1)		300	400	500	1,200
	会議室		600	800	1,000	2,300
	工作室		800	1,000	1,200	2,700
2階	多目的室		1,200	1,400	1,600	4,000
	調理室		800	1,000	1,200	2,700
4階	和室(2)		300	400	500	1,200
	和室(3)		300	400	500	1,200
	和室(4)		600	800	1,000	2,300
	和室(5)		600	800	1,000	2,300
	講座室(1)		600	800	1,000	2,300
	講座室(2)		600	800	1,000	2,300
	講座室(3)		600	800	1,000	2,300
	音楽室		1,200	1,400	1,600	4,000
	体育館	全面	1,200	1,200	1,200	3,600
		2分の1面	600	600	600	1,800
		卓球台1台	300	300	300	900

1. 体育館のピアノを使用される場合は、体育館使用料に500円が加算されます。
 2. 体育館の空調機を使用される場合は、1時間150円の使用料がかかります。
 3. 午前から午後又は午後から夜間にわたって使用する場合の中間使用料は、徴収されません。
 4. 幼児、児童及び生徒（小学生・中学生・高校生）が体育館を使用する場合の使用料は、当該使用料の半額となります。
- 利用許可の取消申請による還付金は次のとおりです。
 ※なお、以下の期限を過ぎますと使用料は還付されません。
- ・ご利用日の10日前までに取消申請をされた時……使用料の全額
 - ・ご利用日の3日前までに取消申請をされた時……使用料の半額
- 利用許可の変更申請による使用料は次のとおりです。
 ※変更申請は1回限りとなります。変更後の再変更・取消はできませんのでご注意ください。
- ①使用料の額
- ・ご利用日の10日前までに変更申請をされた時……変更後にご利用される施設の使用料
 - ・ご利用後の3日前までに変更申請をされた時……変更後にご利用される施設の使用料に、変更前にご利用予定だった施設の使用料の4分の1の金額を加えた額
- ②使用料の納付及び還付
- ・変更後の使用料の金額が変更前の使用料より大きい場合……差額を納付していただきます
 - ・変更後の使用料の金額が変更前の使用料より小さい場合……差額を還付いたします
- ★なお、還付金につきましては口座へのお振込みとなりますので、振込先の口座をお知らせください。

利用上の注意

1. 工作室・調理室は、小・中学生のみの利用はできません。必ず保護者等の同伴が必要となります。
2. ご利用中に施設や備品等を汚損・破損・紛失等された場合は、必ず職員にお申し出ください。
3. ご利用にあたり、施設の備品の移動等をされた場合は、ご利用終了後、ご利用前の状態にお戻しいただくとともに後片付け、清掃等を必ず行ってください。
4. その他、施設のご利用につきましては、職員の指示をお守りください。